

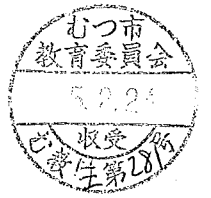
令和5年3月23日開会

第751回むつ市教育委員会

参 考 資 料

報告第4号      1頁





青教文第1251-1号

令和5年2月21日

むつ市教育委員会教育長 殿

青森県教育委員会

教育長 和嶋 延寿

(公印省略)

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更  
(道路復旧) について (通知)

令和5年1月23日付けむ教生第281号で進達のあった標記について、別添のとおり許可になったのでお知らせします。

ついては、申請者に伝達していただくとともに、実施上適宜御指導願います。

また、事業終了後は結果を示す写真等を添えた終了報告（文化庁長官あて）を提出させ、本職に進達願います。

担当：文化財保護課文化財グループ 伊藤主幹

TEL 017-734-9920 FAX 017-734-8280

E-mail: yumiko\_ito@pref.aomori.lg.jp

むつ市長

令和 5 年 1 月 1 9 日付けで申請のあった天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（道路復旧）を文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 1 2 5 条第 1 項の規定によって許可します。

ただし、実施に当たっては、青森県文化財担当部局の指導を受けてください。

なお、許可された期間の延長が必要な場合には、事前に期間変更届を提出して承認を受けてください。

また、軽微な仕様（材質、色、形状）の変更であって、文化財に配慮したものを行う場合には、事前に計画変更書を提出して承認を受けてください。

令和 5 年 2 月 1 7 日

文化庁長官 都 倉 俊 一

む 教 生 第 281 号  
令 和 5 年 3 月 3 日

むつ市長 殿

むつ市教育委員会  
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更  
(道路復旧)の許可について(通知)

令和 5 年 1 月 19 日付け、む土維第 251 号で申請のあった現状変更について、別紙のとおり許可されましたので伝達します。

また、事業実施にあたり下記事項について御留意ください。

なお、事業終了後は、結果を示す写真等を添えた文化庁長官あての終了報告を当教育委員会へ提出してください。

#### 記

事業実施作業員に対し、下記事項について注意喚起してください。

1. サルに対し、絶対に餌を与えないこと。
2. 作業現場に、飲食物やゴミなど餌となるものを放置しないこと。

以上

担当:むつ市教育委員会 生涯学習課  
森田 賢司  
TEL 0175-22-1111(内線 3142)